(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学大学院教育学研究科委員会規程(平成27年教育学研究科規程第 1号)第5条第2項の規定により、同条第1項に規定する専門委員会として設置する大分大学 大学院教育学研究科運営委員会(以下「運営委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(構成)

- 第2条 運営委員会は、副研究科長、主担当の教授、准教授及び講師をもって構成する。
- 2 運営委員会に委員長及び副委員長2人を置く。
- 3 委員長は、副研究科長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員の互選により選出する。

## (審議事項)

- 第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
  - (1) 大分大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)の担当教員の編成に関する事項
  - (2) 非常勤講師等の任用計画に関する事項
  - (3) 学生の入学,修了及び学位の授与に関する事項
  - (4) 教育課程の見直し及び実施に関する事項
  - (5) 研究科のカリキュラムの開発に関する事項
  - (6) 入学者選抜方法等及び入学者選抜試験実施に関する事項
  - (7) 学生生活に関する事項
  - (8) 広報及び自己点検評価に関する事項
  - (9) その他研究科の運営に関し重要な事項

## (委員長等)

- 第4条 委員長は、必要に応じて運営委員会を招集し、その議長となる。
- 2 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

- 第5条 副委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 副委員長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会及び作業部会)

- 第6条 運営委員会は、専門部会及び作業部会(以下「専門部会等」という。)を置くことができる。
- 2 専門部会等に関し必要な事項は、別に定める。

(会議)

- 第7条 運営委員会は、原則として委員の過半数の出席をもって成立する。
- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事の特例)

- 第8条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他 やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより運営委員会を開催する必 要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。
- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」 とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の 運営委員会において報告しなければならない。

(構成員以外の者の出席)

第9条 運営委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聴く ことができる。

(事務)

第10条 運営委員会に関する事務は、教育学部事務部において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか,運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。